

二宮町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和6年11月 素案
二宮町

目次

第1章 基本的事項	1
1-1. 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化について	1
(2) 気候変動の影響	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(4) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	5
(5) 二宮町におけるこれまでの取組状況	6
1-2. 計画期間等	7
1-3. 対象とする温室効果ガス	8
1-4. 本計画の位置付け	9
第2章 二宮町の概況と温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況等	10
2-1. 二宮町の概況	10
(1) 地勢	10
(2) 人口・世帯	11
(3) 交通	13
(4) 土地利用	14
(5) 産業構造	15
(6) 廃棄物	16
2-2. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況	17
第3章 計画の目標	18
3-1. 削減目標	18
(1) 長期目標	18
(2) 中期目標	18
3-2. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルと導入目標	19
(1) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	19
(2) 再生可能エネルギーの導入目標	20
第4章 目標達成に向けた取組	21
4-1. 具体的な取り組み内容	21
(1) 再生可能エネルギーの普及に向けた取り組み	21
(2) 省エネルギーの推進	22
(3) 地域環境の整備・改善（名前検討）	23
(4) 循環型社会の形成	24

第1章 基本的事項

1-1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化について

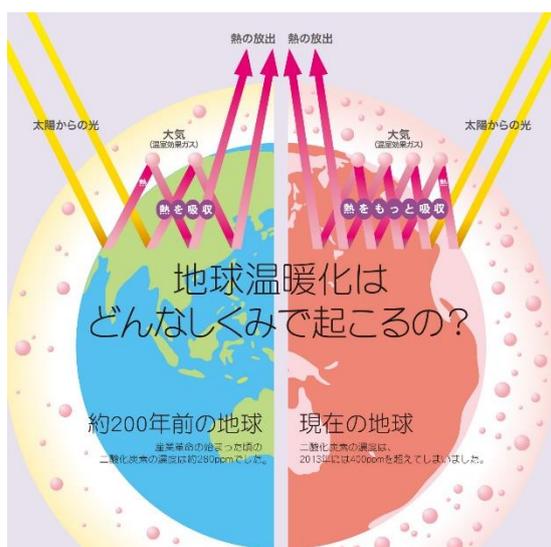
地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度が増加し、太陽からのエネルギーにより温まった地表から放射される熱の一部を温室効果ガスが吸収、再放射することで、大気中の平均気温が上がる現象です。大気中に含まれる温室効果ガスの濃度は、産業革命以降、石炭、石油や天然ガスといった化石燃料の燃焼、あるいは二酸化炭素の吸収源となる森林の破壊・伐採等を行ってきた人間活動により増え続けています。太陽のエネルギーは、地表で反射してその一部が宇宙に放出されていますが、大気中の温室効果ガスの濃度が増加していくと、宇宙への放出がより妨げられることから、気温はさらに上昇することが予測されています。

なお、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（2021年）によると、世界の平均気温は、産業革命前と比べて1.09℃上昇したと言われており、今後、温室効果ガスの濃度がさらに増え続けると、今世紀末までに3.3～5.7℃気温上昇すると予測されています。さらに、第6次評価報告書では、これらの気温上昇は自然の変動によるものではなく、人間が引き起こしてきたものとして、「疑う余地がない」といった表現を用いて断定しています。

地球温暖化は、人間の社会、経済や生活環境に悪影響を与えるだけでなく、自然の生態系や動植物の生命にも悪影響を及ぼすことが問題視されており、その予想される影響の大きさや深刻度から見て、地球上の未来を左右する環境問題と考えられています。

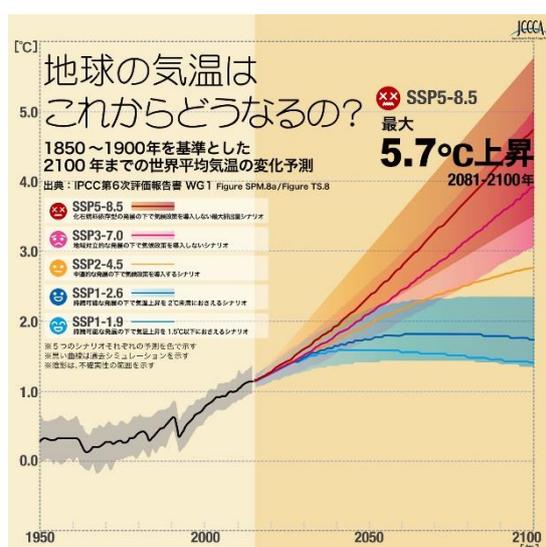
そのため、国際的な枠組において、温室効果ガスの削減に向けた様々な議論が重ねられており、その打開策となる取組が各国で進められています。

図 1-1-1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム



(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

図 1-1-2 2100年までの世界平均気温の変化予測



(出典) IPCC 第6次評価報告書

【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

2021年8月に公表されたIPCC第6次評価報告書(第1作業部会報告書政策決定者向け要約)では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とした上で、大気、海洋、雪氷圏や生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温、大雨の頻度・強度の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することを示しました。

また、地球温暖化の進行に伴い、今後においても、猛暑や豪雨等といった気候変動のリスクはさらに高まることが予測されています。

なお、IPCC第5次評価報告書(2013年)では、確信度の高い主要な将来的リスクとして、「海面上昇・高潮の発生」「豪雨・洪水の増加」「インフラ機能停止」「熱中症罹患者の増加」「食糧不足」「水不足」「海洋生態系の損失」「陸上生態系の損失」を挙げています。

また、国内においても、環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省・気象庁の共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

図1-1-3 気候変動による将来の主要なリスク



[出典) IPCC 第5次評価報告書]

【全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より】

(3) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27 (2015) 年に開催された COP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) では、地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、平成 9 (1997) 年の京都議定書以来となる 18 年ぶりに、法的拘束力を持つ国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの気温上昇を 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を国際条約として掲げました。これにより締約国には、「緩和策(温室効果ガス排出量の削減等)」や「適応策(気候変動による影響への対処)」の取組が求められるようになりました。

また、平成 30 (2018) 年 10 月に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」では、「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にすることが必要」としており、各国における温室効果ガス削減策の緊急性が示されました。

その後、令和 3 (2021) 年 10 月にスコットランドのグラスゴーで開催された COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議) においては、1.5℃に抑えることが公式文書に明記され、世界的に気候変動対策に向けた取組が加速しましたが、令和 4 (2022) 年 10 月に国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局は、各国が確約した 2030 年までの温室効果ガス削減策を達成しても、2.5℃上昇するとの見解を示し、危機感を募らせています。

気候変動の環境問題を含む世界共通の問題解決については、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミット(国連持続可能な開発サミット)において採択された SDGs(持続可能な開発目標)にも掲げられており、これらの目標を達成するためには、行政や企業等をはじめとする多様な主体のパートナーシップによる取組が求められています。

表 1-1-1 世界の状況

年月	主な動向	概要
2015 年 12 月	「パリ協定」の採択	世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑えることを世界共通の長期目標とした。
2018 年 10 月	IPCC 「1.5℃特別報告書」公表	<ul style="list-style-type: none"> ・長期目標達成のために、2050 (令和 32) 年頃までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある。 ・地球の平均気温は、産業革命以前の水準よりも既に約 1℃上昇し、2030 年～2052 年の間には、1.5℃に達する可能性が高いことが示された。
2021 年 8 月	IPCC 「第 6 次評価報告書」公表	気温上昇が 1.5℃に達する時期が 2040 年に早まる可能性が非常に高く、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」ことが示された。
2021 年 10 月～11 月	「COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議)」開催	パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、カーボンニュートラル及びその経過点である 2030 年に向けて積極的な気候変動対策を締約国に求めた。
2022 年 11 月	「COP27 (国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議)」開催	「気候変動への対策(緩和策・適応策)」「損失・損害」「削減目標の見直し」の 3 つをテーマとした議論が行われ、その中でも、気候災害の「損失と損害」への対応が焦点となり、「損失と損害」に関する基金の設立が決定した。

○特に関連のある SDGs ロゴマーク



○SDGs とは

【SDGs 「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」】

SDGs は、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、「誰一人取り残さない」を理念に、すべての国連加盟国が令和 12(2030)年までに取り組む 17 分野の目標です。

SDGs には、地球温暖化に関連する気候変動対策をはじめ、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

平成27（2015）年7月、日本政府は温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減する目標を示した約束草案を国連（国際連合）へ提出し、平成28（2016）年5月には「パリ協定」に基づき、目標達成に向けた具体的な取組を定めた「地球温暖化対策計画」を策定しました。

一方で、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条には、地方公共団体が自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組を定めた「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定について義務付けられています。また、平成30（2018）年6月に公布された「気候変動適応法」では、緩和策と適応策の両輪で取り組むべきとの考え方から、国、地方公共団体、事業者や国民が連携・協力をして、適応策を推進するための法的仕組みが整備されたほか、令和2（2020）年10月の内閣総理大臣の所信表明演説においては、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、これに伴い、温対法が改正されました。

そして、宣言後となる令和3（2021）年6月には、カーボンニュートラルという野心的な目標に向け、今後5年間を集中期間として地域脱炭素の取組を加速するための「地域脱炭素ロードマップ」を公表し、同年10月には、地球温暖化対策計画等を改訂して、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガスを46%削減すること、さらに、50%の高みに挑戦を続けていくことを目標に掲げました。これに伴い、政府実行計画では、平成25（2013）年度比で50%削減することを目標としています。

表 1-1-2 近年における国内の主な動向

年月	主な動向	概要
2020年10月	「2050年カーボンニュートラル宣言」	「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。
2021年5月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正	2050年カーボンニュートラルを法律上に位置付け。
2021年6月	「地域脱炭素ロードマップ」策定	2050年脱炭素社会の実現に向けた重点施策等が位置付けられた。
2021年10月	「地球温暖化対策計画」改訂	国の削減目標として、「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減（さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく）」を掲げた。
2021年10月	「政府実行計画」改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の事務事業に関する温室効果ガスの削減について、2030年度の削減目標を2013年度比で50%削減とした。 ・政府自らが率先して実行する方針を示した。

(5) 二宮町におけるこれまでの取組状況

本町では、平成 28 (2016) 年度に「二宮町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を達成するための対策に取り組んできました。

その取組の足掛けとして、二宮町では、環境省が中心となって展開している国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」に賛同 (2017 年 5 月 26 日) し、全職員を挙げて公共施設における省エネルギーや省資源化等に向けて取り組むとともに、町民・事業者への啓発等を実施してきました。

しかし、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日に閣議決定 (平成 28 (2016) 年 5 月 13 日閣議決定の改訂) された地球温暖化対策計画では、「2050 年カーボンニュートラル」宣言に関する記載が盛り込まれたほか、非常に高い中期目標 (2030 年度に 2013 年度比で 46%削減、部門別における自治体の事務事業と関連の深い「業務その他部門」については、2013 年度比で 51%削減など) が掲げられ、これまで以上に徹底した取組が求められるようになりました。

このような国の動向がある中で、令和 5 (2023) 年 3 月に「二宮町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」をより実効性のある計画へと改訂し、同年の 5 月には地球規模で問題視されている「気候変動」による非常事態を「自分事」として捉え、町民と行政が一丸となって問題に取り組むための意志表明として、「二宮町気候非常事態宣言」を発出しました。また、「二宮町気候非常事態宣言」の取り組みの 1 つとして、令和 6 (2024) 年の 5 月から 11 月にかけて「にのみや気候市民会議」を開催しました。

本計画では、「にのみや気候市民会議」で取りまとめた市民提案を踏まえ、2050 年までに温室効果ガス排出量をゼロとするための削減目標を設定し、町民・事業者・行政の各主体が担う取り組みを明確にしながら、目標達成のための施策を盛り込んでいくものです。

1-2. 計画期間等

本計画は目標を中期目標と長期目標に分けており、長期目標の達成を目指し、計画の推進を行うことといたしますが、区域施策編の策定後においては、区域施策編に盛り込まれた施策が実効的に実施される、また、区域の自然的社会的条件の変化等に適切に応じられるようにする必要があることに加え、「第二次二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合性を考慮し、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

また、基準年度について、特段の理由がない場合は、国の地球温暖化対策計画に掲げる計画期間や基準年度に合わせることを推奨されていることから、基準年度は平成25（2013）年度とします。

なお、本計画の前提となる諸条件に大きな変動がある場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 1-2-2 本計画の計画期間

目	内容							
計画期間	令和5（2023）年度～令和12（2030）年度							
期間中の 事項	年度							
	H25	……	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	基準年度	社会情勢等の変化により、必要に応じて見直し						中期目標年度
計画期間								

表 1-2-3 本計画の基準年度・目標年度

基準年度	平成25（2013）年度
中期目標	令和12（2030）年度
長期目標	令和32（2050）年度

1-3. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項では、次の7種類を温室効果ガスとして規定していますが、国内で排出されている温室効果ガスの9割以上が二酸化炭素であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

表 1-3-1 令和4(2022)年度 日本における温室効果ガス排出量(割合)

ガスの種類	排出量(百万t-CO ₂)	構成比(%)
二酸化炭素(CO ₂)	1,037.0	91.3
エネルギー起源	964.0	84.9
非エネルギー起源	72.6	6.4
メタン(CH ₄)	29.9	2.6
一酸化二窒素(N ₂ O)	17.3	1.5
代替フロン等4ガス	51.7	4.5
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	46.1	4.1
パーフルオロカーボン類(PFCs)	3.0	0.3
六フッ化硫黄(SF ₆)	2.1	0.2
三フッ化窒素(NF ₃)	0.3	0.0

※構成比0.0は0.05未満。

表 1-3-2 温室効果ガス(7種類)の特徴

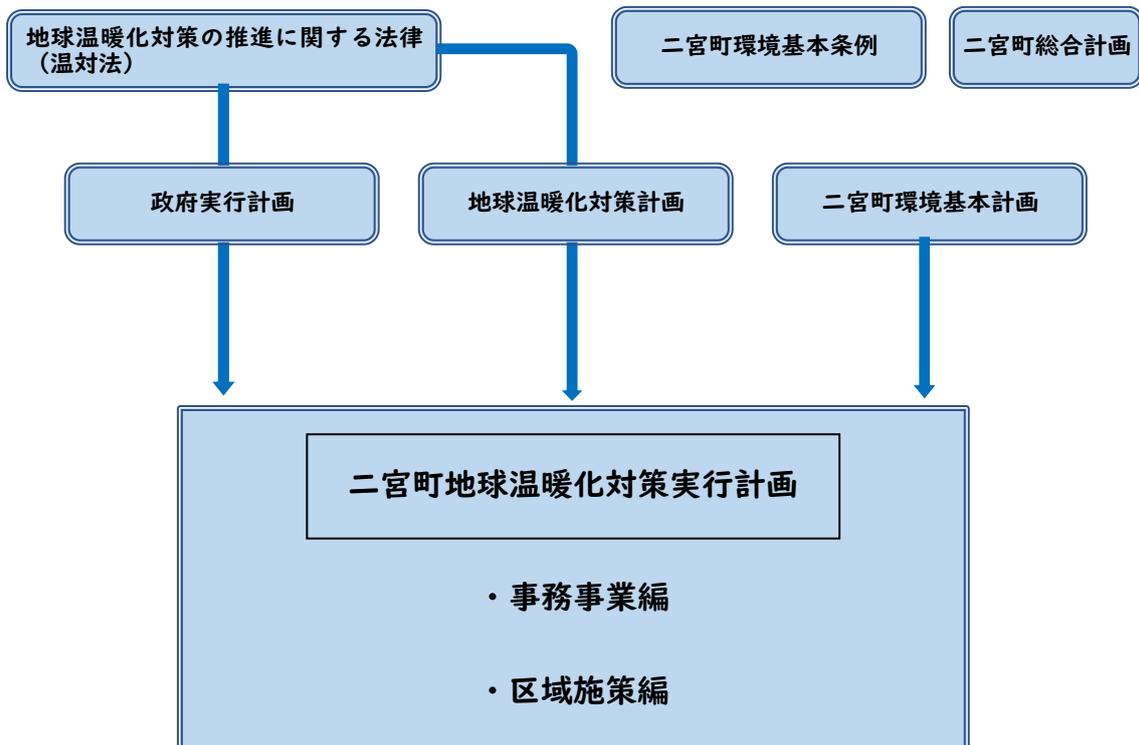
温室効果ガスの種類	地球温暖化係数※	性質	主な排出源	対象
二酸化炭素(CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料(石炭、石油、天然ガス)の燃焼など	○
メタン(CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	-
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど	-
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建築物の断熱材など	-
パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	-
六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など	-
三フッ化硫黄(NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど	-

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準の「1」とした場合、ほかの温室効果ガスがどれだけ温室効果の能力を有するのかを表した数値のこと。

1-4. 本計画の位置付け

本計画は、当町の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出量の削減を総合的かつ計画的に進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく「二宮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定します。

なお、本計画は、町の上位計画となる「二宮町総合計画」をはじめ、「二宮町環境基本条例」及び「二宮町環境基本計画」の基本理念に基づき、温室効果ガス排出削減等を具体的に実行するための計画となっています。

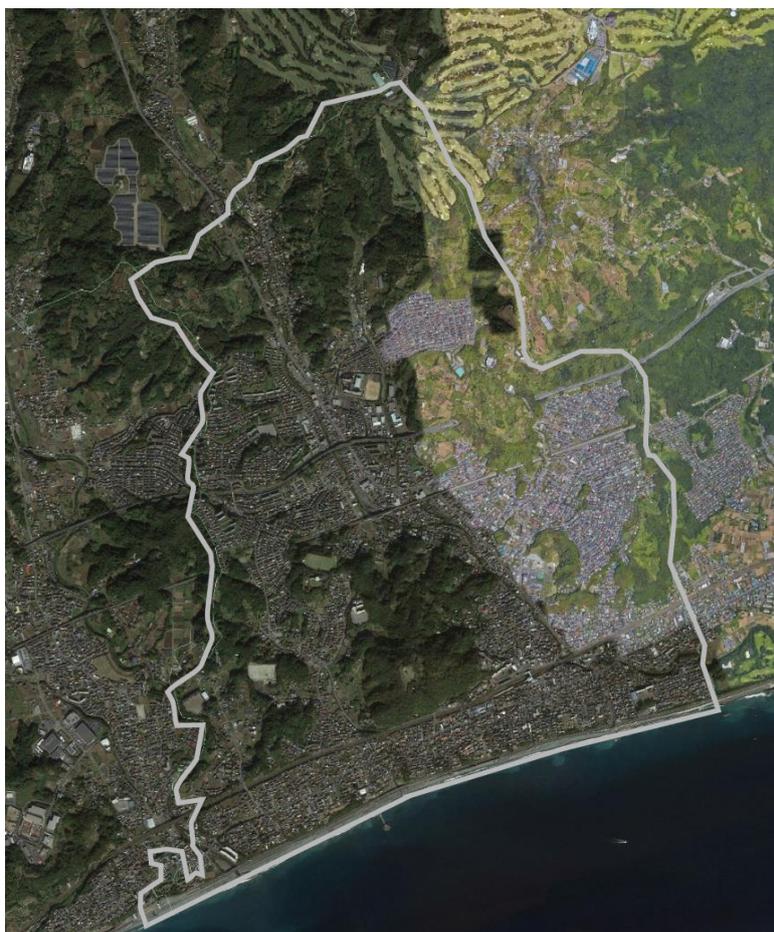


第2章 二宮町の概況と温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況等

2-1. 二宮町の概況

(1) 地勢

本町は、神奈川県南西部に位置しており、総面積は9.08 km²で、おおよそ三角形となっています。町の北部は丘陵地帯として中山間地域が広がり、北部を除いては宅地開発が進み、住宅地が広がっています。

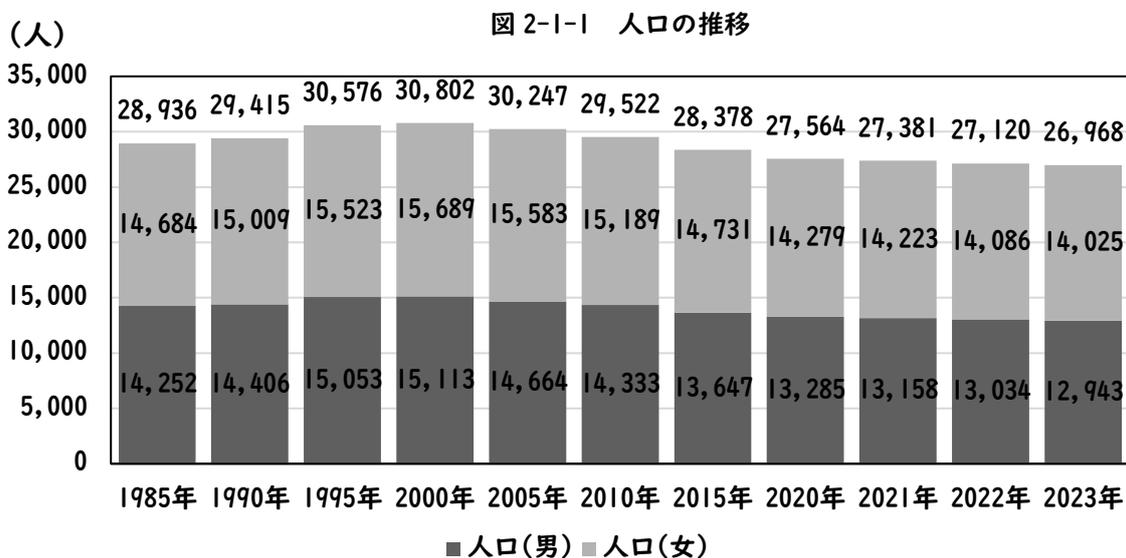


©google earth

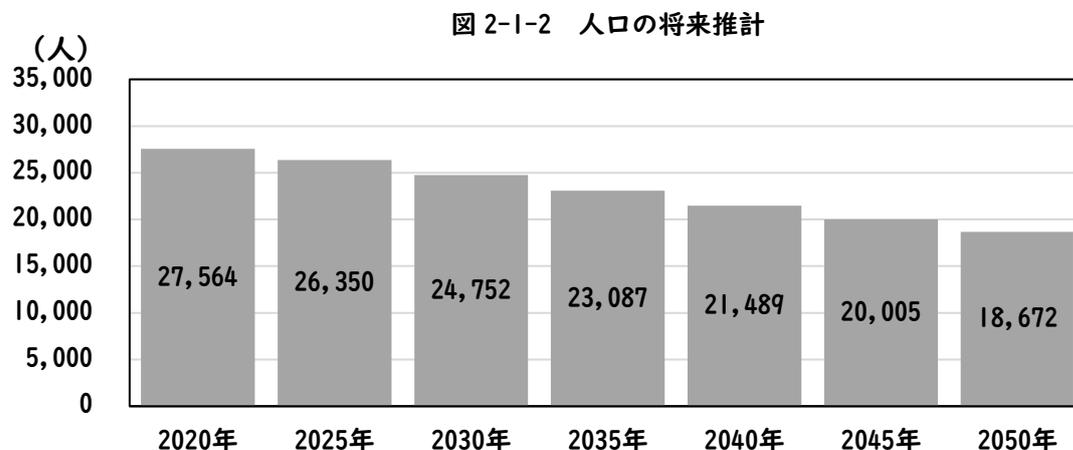
(2) 人口・世帯

人口は平成 12(2000)年まで増加を続けていましたが、それ以降は減少に転じています。令和 5(2023)年の人口は約 26,968 人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和 12(2030)年には 24,752 人、令和 32 年(2050)年には 18,672 人までに減少していくものと想定されています。一方で、人口減少傾向に対し世帯数は平成 22(2010)年まで増加したものの、それ以降は横ばいとなっています。このことから、少人数世帯化が進行していると見られ、令和 2(2020)年では 1 世帯当たりの人員数が 2.3 人となっています。

移動人口は、転入数と転出数にほぼ差がない一方で、出生数が死亡数のおよそ 1/3 となっており人口減少の一因となっています。また、20 代の転出が多いことや、年々、生産年齢人口が減少していることが少子高齢化に影響していると考えられ、県全体と比較して高齢者の割合が高いことが特徴となっています。

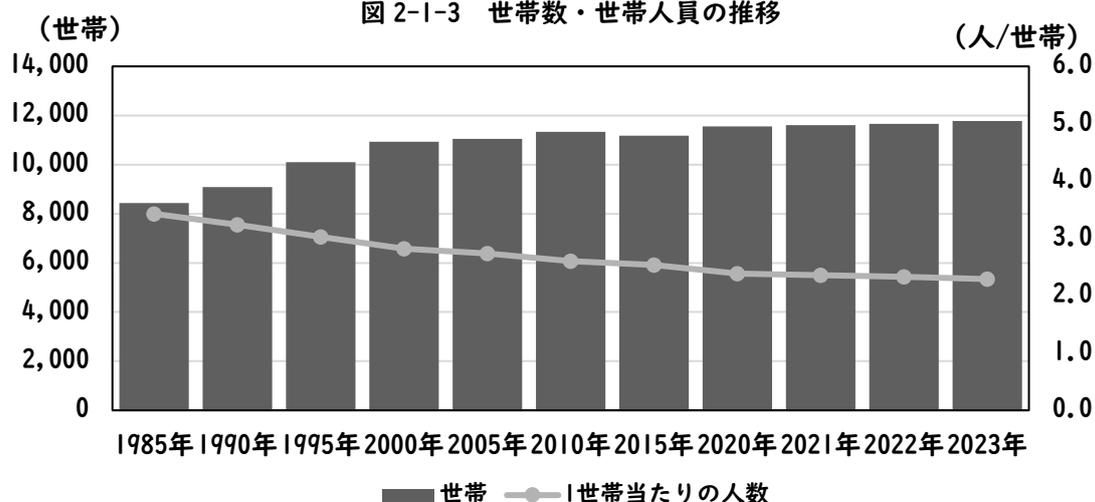


[出典:二宮町毎月人口統計表(令和 2 年国政調査確定報を基礎)]



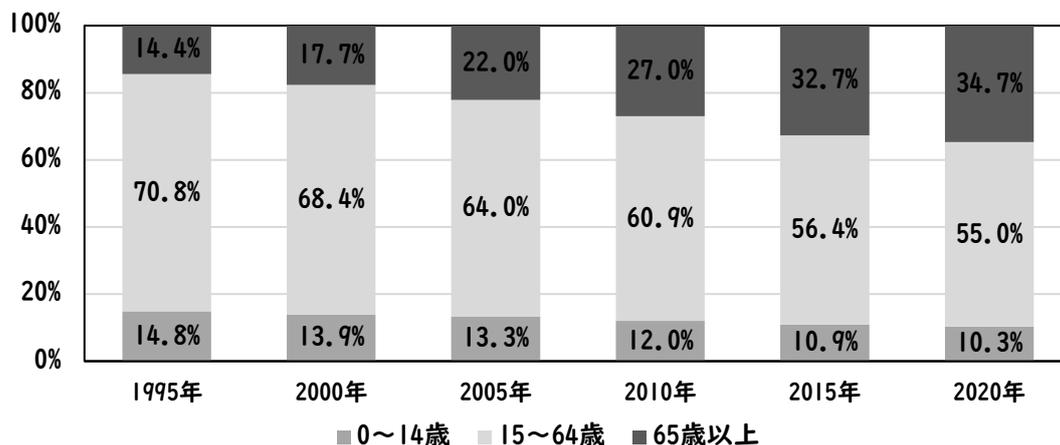
[出典:日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)]

図 2-1-3 世帯数・世帯人員の推移



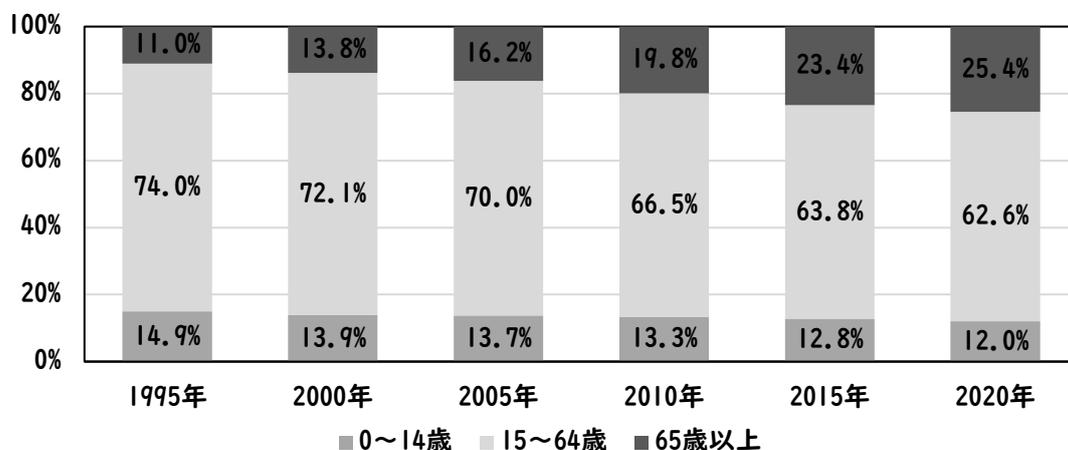
[出典：二宮町毎月人口統計表（令和2年国政調査確定報を基礎）]

図 2-1-4 年齢区分別の人口割合の推移(二宮町)



[出典：R2 神奈川県年齢別人口統計調査]

図 2-1-5 年齢区分別の人口割合の推移(神奈川県)



[出典：R2 神奈川県年齢別人口統計調査]

(3) 交通

①道路網

町の東西方向には、国道1号や西湘バイパス、小田原厚木道路が通り、また、南北方向には、県道71号線が縦断するように通っています。西湘バイパスと小田原厚木道路には、それぞれICがあり、車による町内外の移動はスムーズに行うことができます。

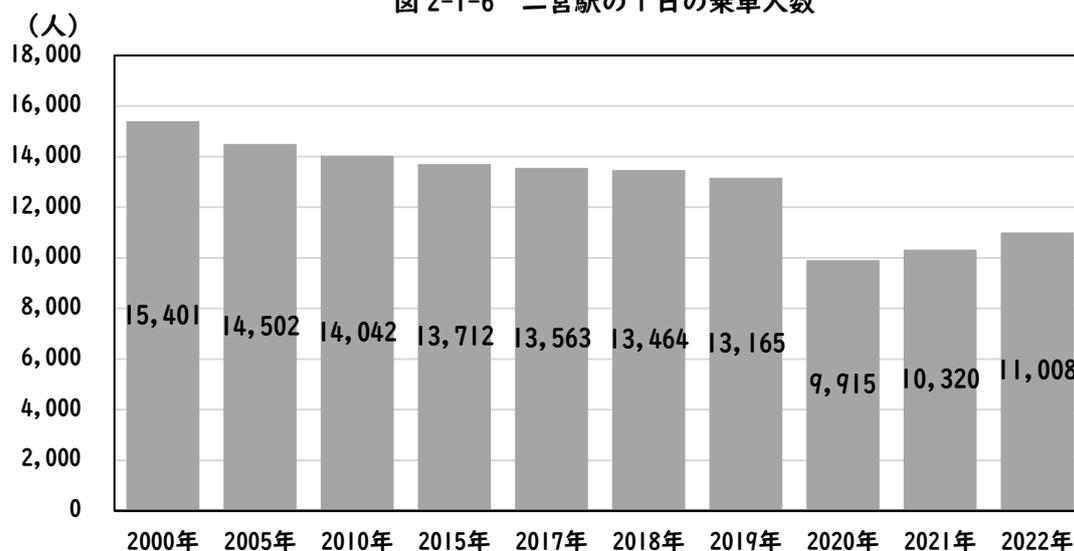
②公共交通機関

町の東西方向に JR 東海道本線が走っており、町内には二宮駅があります。

二宮駅の1日平均の乗車人数は、人口減少に伴い減少し続けておりましたが、令和3(2021)年度から増加し続けております。

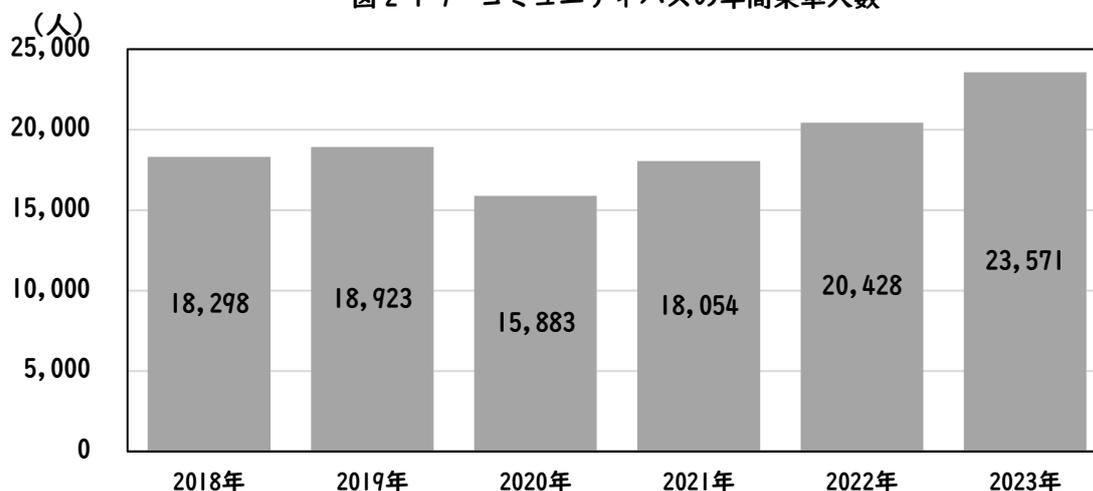
バスは、神奈川中央交通株式会社・神奈川中央交通西株式会社が路線バスを運行しているほか、町が二宮町コミュニティバスを運行しており、乗車人数は令和3(2021)年度から増加し続けております。

図 2-1-6 二宮駅の1日の乗車人数



[出典：東日本旅客鉄道株式会社ホームページ]

図 2-1-7 コミュニティバスの年間乗車人数

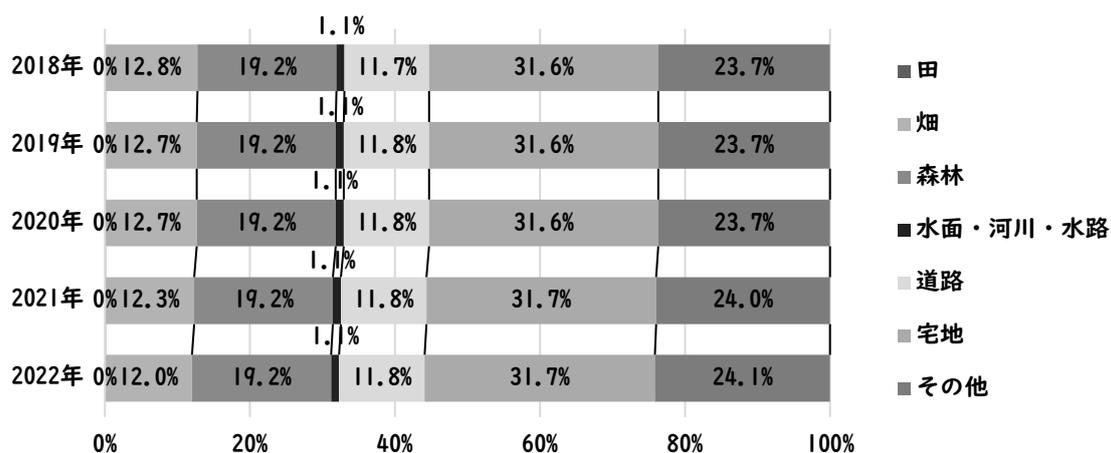


(4) 土地利用

地目別土地利用構成比の推移は、若干宅地化が進んでいるものの、ほぼ横ばいで土地利用は固着化している状況です。田は限りなく小さく1%以下であり、河川は面積が小さいものが多く1.1%にとどまっています。

町内の総面積のうち約48%が市街化区域となっています。また、市街化区域のうち90%以上が住居地域として利用されています。

図 2-1-8 地目別土地利用比



[出典：神奈川県土地統計資料集]

表 2-1-1 地目別土地利用比

区分	面積(ha)	構成比(%)
総面積	908	100.0
市街化区域	434	47.8
市街化調整区域	474	52.2

[出典：神奈川県土地統計資料集]

表 2-1-2 用途地域別面積

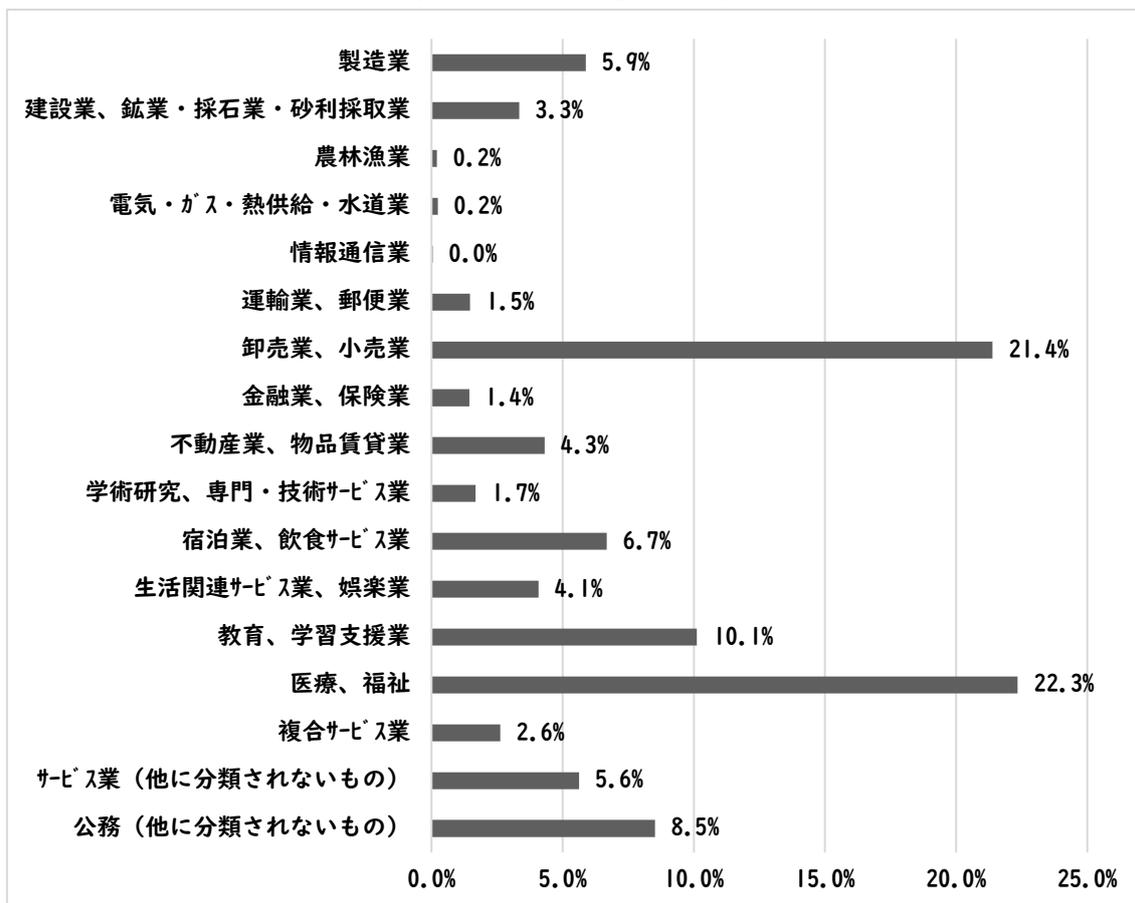
区分	面積(ha)	構成比(%)
総面積	434	100.0
第一種低層住居専用地域	135.0	31.0
第一種中高層住居専用地域	110.0	25.3
第二種中高層住居専用地域	1.5	0.3
第一種住居地域	152.0	35.0
第二種住居地域	3.5	0.8
近隣商業地域	24.0	5.5
準工業地域	2.4	0.6
工業専用地域	6.1	1.4

[出典：神奈川県土地統計資料集]

(5) 産業構造

業種ごとの従業者の構成比では、「医療、福祉」が一番多く、次いで「卸売業、小売業」の従業者が多いです。全体的に第三次産業の従業者が多く、第一次産業及び第二次産業の従業者が少なくなっています。

図 2-1-9 従業者数の構成比

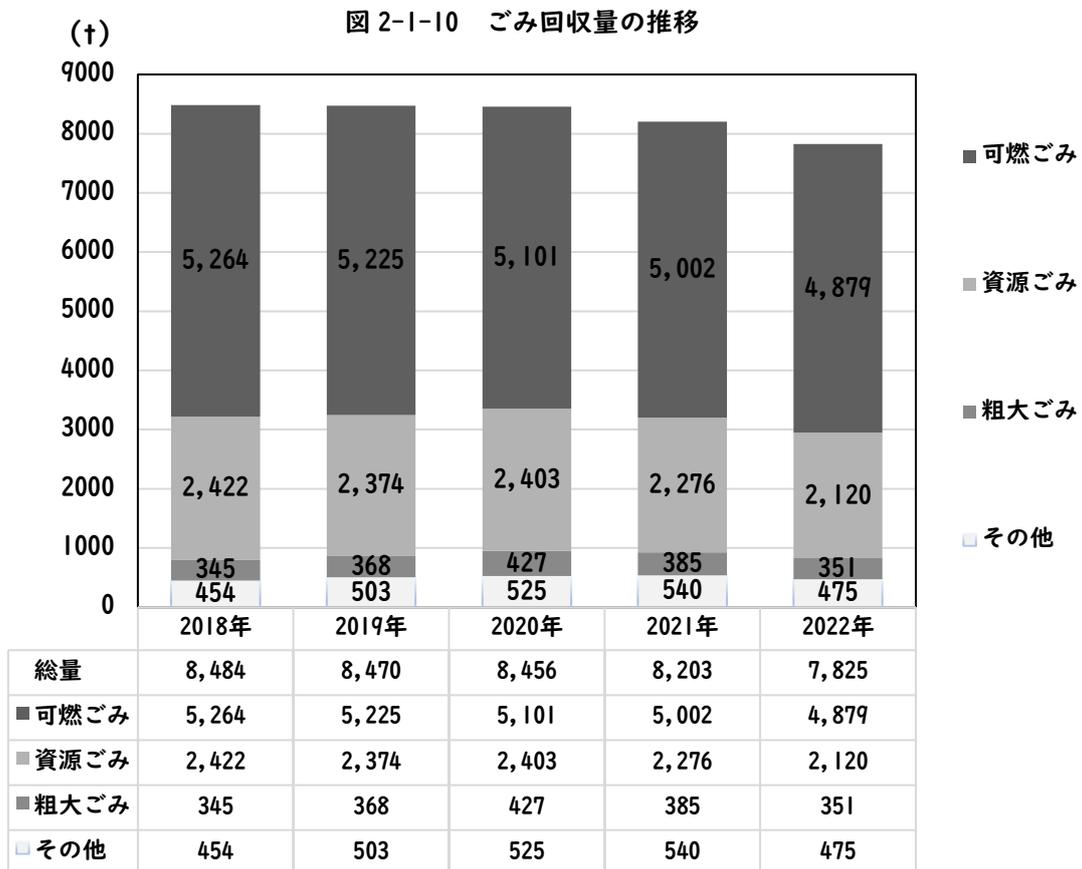


[出典：経済センサス活動調査(令和3年6月1日現在)]

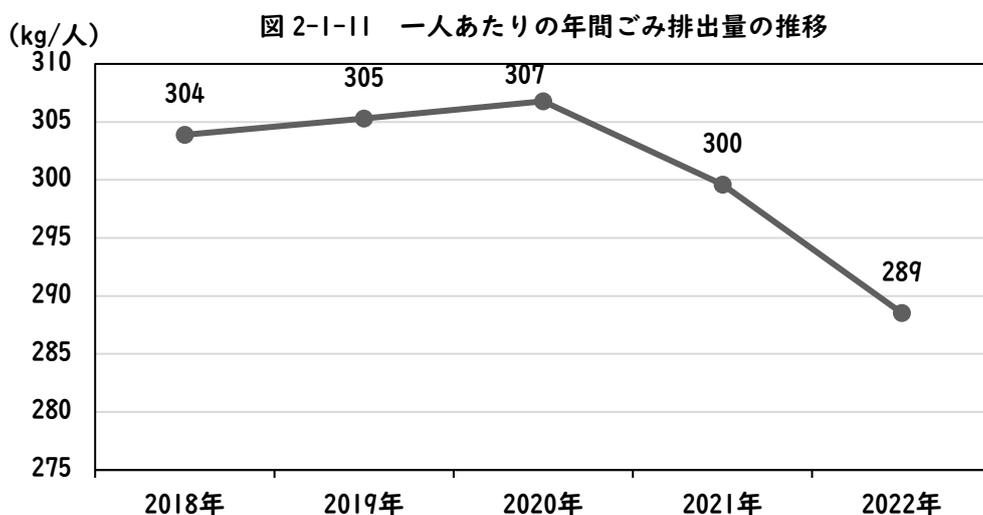
(6) 廃棄物

ごみの回収量は全体的に減少傾向にあり、令和4(2022)年の回収量は7,825t となっています。

また、一人あたりの年間のごみ排出量も減少傾向にあり、令和4(2022)年は289kg となっています。



[出典：にのみやの環境]



[出典：にのみやの環境、環境省 一般廃棄物処理実態調査結果、神奈川県人口統計調査]

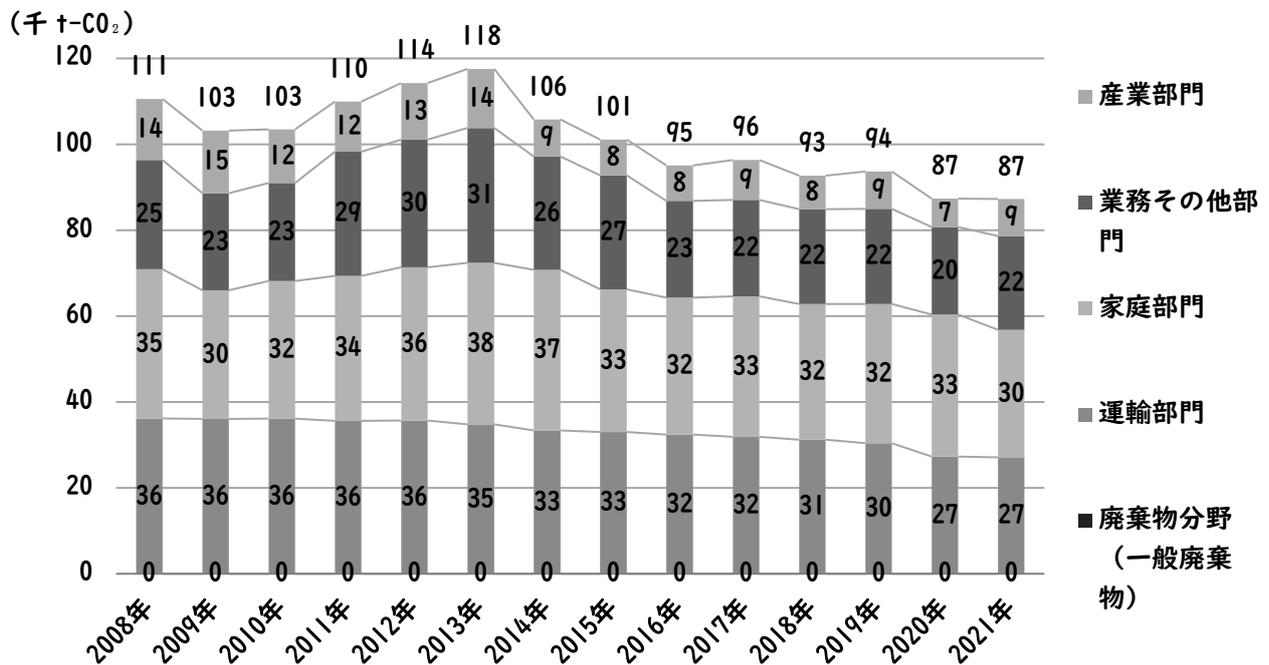
2-2. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

環境省が発表している自治体排出量カルテによると、二宮町全域で発生している二酸化炭素は、令和3(2021)年度で87千t-CO₂となっています。

町全体としての排出量は年々減少傾向となっています。令和3(2021)年度における排出量の内訳の割合は、多い順に家庭部門(30%)、運輸部門(27%)、業務その他部門(22%)、産業部門(9%)、廃棄物分野(0%)となっています。

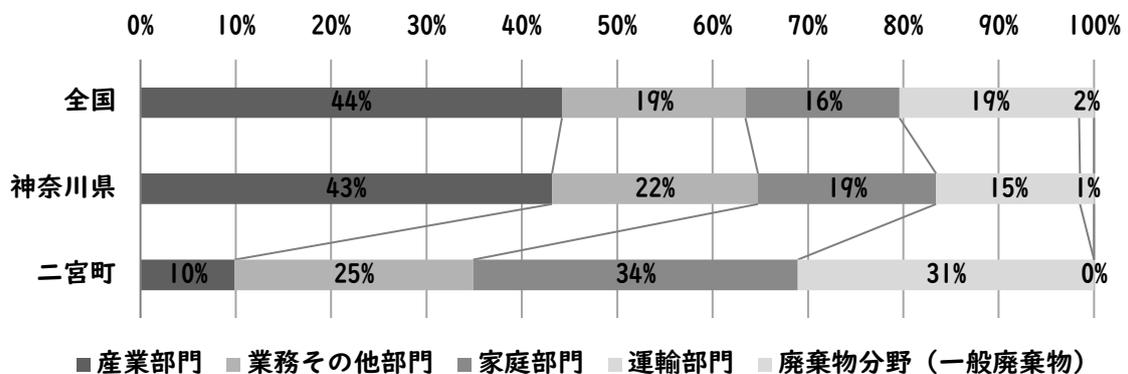
また、二宮町の部門・分野別排出量の構成比を県平均、全国と比較すると、産業部門の比率は少なく、家庭部門と運輸部門の比率が多くなっています。

図 2-2-1 部門・分野別 CO2 排出量の推移



[出典：自治体排出量カルテ]

図 2-2-2 部門・分野別 CO2 排出量構成比の比較



[出典：自治体排出量カルテ]

第3章 計画の目標

3-1. 削減目標

(1) 長期目標

本町では、本計画の策定と併せて「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明した（予定）ことから長期目標は「令和32（2050）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」とします。

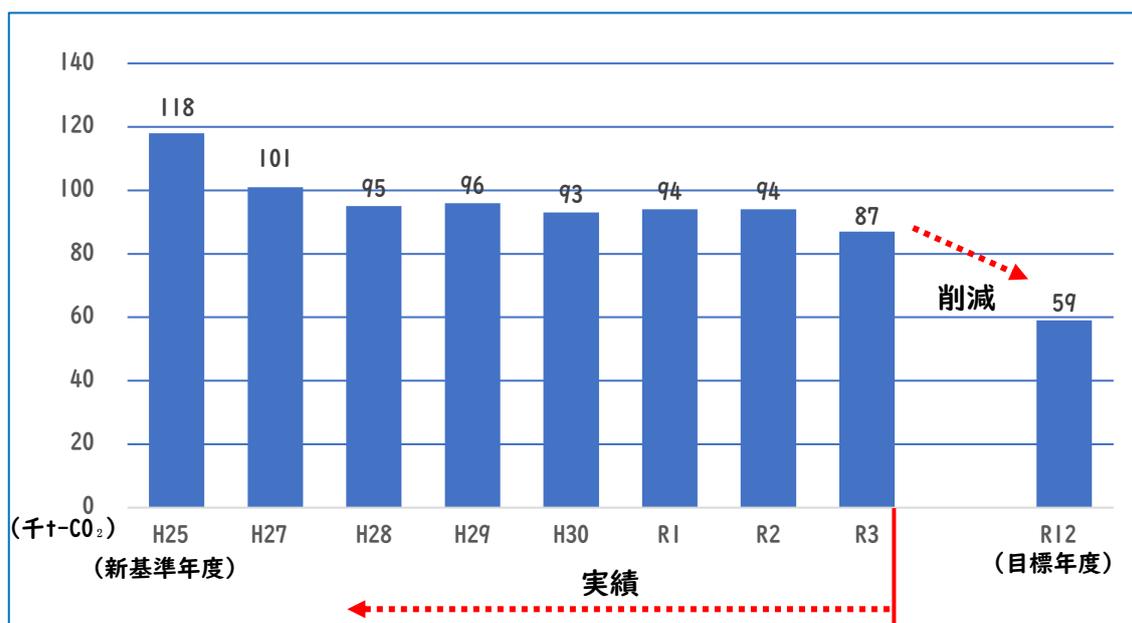
(2) 中期目標

国の「地球温暖化対策計画」において掲げられた目標【「2050年目標と整合的で野心的な目標として令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」】や、県の中期目標【2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）】を鑑み、本町の中期目標は「二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比で50%削減」とします。

表3-1-1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標の中期目標

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	118,000t-CO ₂	50%	59,000t-CO ₂

図3-1-1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減の中期目標



3-2. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルと導入目標

(1) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省が公開している「再生可能エネルギー情報提供システム（以下、REPOS という）」を活用して、町内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査及び現状の再生可能エネルギー導入実績の計算を行いました。

二宮町では、太陽光発電・太陽熱・地中熱の導入ポテンシャルがあり、太陽光発電が最も高くなっています。しかしながら、REPOS は事業性を考慮したものではなく、技術面や土地利用の観点から鑑みると、太陽光発電以外での再生可能エネルギーの活用はポテンシャルとして考えにくいことから、本町においては広く普及している技術である太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入を検討します。

表 3-2-1 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	現状	導入ポテンシャル	単位
太陽光発電	建物系	3,385	106,283	MWh
	土地系	0	28,346	MWh
	合計	3,385	134,629	MWh
風力発電		0	0	MWh
中小水力発電		0	0	MWh
太陽熱		0	2	億 MJ
地中熱		0	10	億 MJ

[出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）]

(2) 再生可能エネルギーの導入目標

国のエネルギー基本計画において、2030年度と2050年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率について、2030年度が36～38%（太陽光発電は14～16%と明記）、2050年度は50～60%（太陽光発電は25～30%と仮定）を目指すとしています。

上記のことから、二宮町では太陽光発電による発電電力量を年間13,064MWh（現状3,885MWh）にすることを中期目標とし、長期目標は太陽光発電による発電電力量を年間18,479MWhとします。

上記の目標を達成し、太陽光発電によって発電された電力が全て町内で使用されると仮定した場合に想定される二酸化炭素の削減量は〔表3-2-3 二酸化炭素の削減量〕の通りです。

表3-2-2 太陽光発電による発電電力量の目標

区分	現状	中期目標	長期目標
太陽光発電	3,885MWh	13,064MWh	18,479MWh

表3-2-3 二酸化炭素の削減量

年度	年間の太陽光発電による電力量	二酸化炭素削減量
現状	3,885MWh	1,690t-CO ₂
令和12年度	13,064MWh	5,683t-CO ₂
令和32年度	18,479MWh	8,038t-CO ₂

第4章 目標達成に向けた取組

4-1. 具体的な取り組み内容

温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出要因となる、家庭部門・業務その他部門・運輸部門での削減を念頭に、実施主体と取り組みの性質に分けて記載しました。

(1) 再生可能エネルギーの普及に向けた取り組み

① 町民に向けた取組

- 太陽光発電及び蓄電池の導入支援
- 太陽光発電及び蓄電池の共同購入の推進
- 太陽熱利用の推進
- 家庭向け PPA の普及促進
- 再生可能エネルギーの導入支援
- 情報提供

② 企業等に向けた取組

- 太陽光発電の導入支援
- PPA の普及促進
- 再生可能エネルギーの共同設置の推進
- 情報提供

(2) 省エネルギーの推進

① 町民に向けた取組

- 既存住宅の断熱リフォームの支援
- ZEH 化の推進
- LCCM 住宅の普及
- 省エネルギー家電への買い替え支援
- 照明の LED 化への切り替え支援
- スマートタウンの推進
- 情報提供

② 企業等に向けた取組

(3) 地域環境の整備・改善（名前検討）

①町民に向けた取組

●自転車利用の促進

- ・電動自転車貸出事業
- ・既存公共施設に「自転車の駅」を設置

●バス利用の促進

- ・中学生以下のバス乗車賃支援

②企業等に向けた取組

(4) 循環型社会の形成

① 町民に向けた取組

- 3R の推進による家庭系ごみの減量化・資源化
- 食品ロス削減の推進
- プラスチックごみの削減
- 地産地消の促進
- グリーン購入

② 企業等に向けた取組

- 事業系ごみの更なる減量化・資源化
- 移動販売実施の支援
- グリーン購入